#### 学校評価に係るアンケート調査集計業務委託 (一般委託) 仕様書

学校評価に係るアンケート調査集計業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	学校評価の中心となる「自己評価」を行なう際に活用するアンケート調査結果を集計し、学校評価を客観的に、また妥当性をもって分析する。
2	履行期間	契約日から令和6年3月31日
3	施行場所	横須賀市立追浜小学校ほか54箇所(詳細は別表のとおり)
4	業務内容	別紙「詳細仕様書」のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	教育委員会学校教育部教育指導課 宍戸 046-822-9821

	<指示又は希望事項>
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

#### 学校評価に係るアンケート調査集計業務委託 詳細仕様書

学校評価に係るアンケート調査集計業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

#### 1 事業について

(1) 事業名称

学校評価推進事業

(2) 事業目的

学校評価の中心となる「自己評価」を行なう際に活用するアンケート調査結果を集計し、学校評価を客観的に、また妥当性をもって分析する。

(3) 事業内容

横須賀市立の各学校の学校評価に係るアンケート調査結果の集計について、市として一括して 業者へ委託する。委託業務は、学校ごとに行うアンケート調査の結果の集計、グラフ化、成果品 の納品、集計結果報告である。

#### 2 委託業務の内容

- (1) 児童生徒、保護者を対象としたアンケート調査結果の集計を行う。
  - ・結果の集計は、児童生徒と保護者それぞれで、各設問について集計種類ごととする。 ※集計は、(児童数×設問数) + (保護者数×設問数) の 55 校分となる。
  - ・集計結果は、帯グラフで表す。
  - ・各学校のアンケート調査の対象、人数、設問数、集計の種類、集計種類数、グラフ数、 集計処理業務日程については、別表のとおりである。
- (2) 学校ごとに集計結果をCD-ROMに収め、成果品として、各学校等へ1部ずつ納品する。
- (3) 市内各学校の集計結果を収めた CD-ROM1部と、その内容をA4両面カラー印刷で出力し冊子 にしたもの1部を、本市教育委員会学校教育部教育指導課へ集計結果報告として納品する。
- (1)アンケート調査について(詳細内容は、別表に指定のとおりとする)
  - ・調査対象…児童生徒及び保護者。生徒のみや保護者のみの集計を依頼する学校もある。 児童生徒に替えて教員や関係者を対象とすることもある。
  - ・アンケート種類…

児童生徒と保護者の<u>2種類</u> (※保護者アンケートを教員が実施する場合を含む) 児童生徒 2種類(下・上学年用など)と保護者の 3種類など学校による。

- ・設 問 数…児童生徒、保護者ともに 20 設問以内とする。
- ・集計種類…集計の種類や数は、各学校による。 児童生徒と保護者の集計種類の数が異なる場合もある。

#### 【※別表に記載の集計種類】

#### ◆小学校

- 小① 1、2、3、4、5、6学年+低学年+中学年+高学年+全体(10種類)
- 小② 1、2、3、4、5、6学年+低学年+中高学年(8種類)
- 小③ 1、2、3、4、5、6学年+ひと組+全体(8種類)
- 小④ 1、2、3、4、5、6学年+全体(7種類)
- 小⑤ 1、2、3、4、5、6学年+ひと組(7種類)
- 小⑥ 1、2、3、4、5、6学年(6種類)
- 小⑦ 3、4、5、6学年+全体(5種類)
- 小⑧ 低学年+中学年+高学年+全体(4種類)
- 小⑨ 4、5、6学年+上学年全体(4種類)
- 小⑩ 下学年+上学年(2種類)
- 小⑪ 全体(1種類)※児童全体・教職員全体あり
- 小⑫ その他(※学校により異なる)

#### ◆中学校

- 中① 1、2、3学年+全体(4種類)
- 中② その他(※学校により異なる)

#### ◆高等学校

#### 全日制

高全① 1、2、3年次+全体(4種類)

#### 定時制

高定① 1、2、3、4年次+全体(5種類)

#### ◆幼稚園

幼① 全体(1種類)

#### ②グラフについて

- ・集計結果は、集計種類ごとに、各設問につきグラフ化する。
- ・グラフのイメージについては、別添資料【グラフのイメージ】の指定のとおりとする。
- ・グラフの数は、設問数×集計種類となる。

#### ③成果品 (CD-ROM) について

- ・出力データは、マイクロソフト社製表計算ソフトエクセル(Excel2013)で使用可能であることとする。(※学校が作業ができるようにシートにブロックはかけない)
- ・集計結果は、集計種類ごとに出力できるようにする。(シートを集計種類ごとに作成する。)
- ・中学校は、集計種類ごとに作成するシートのほかに、学年ごとに出力できるシートの中で作成 した帯グラフを整理し、設問ごとに $1\sim3$ 年と全体の4つの帯グラフを並べて印刷できるシートを作成すること。

※集計種類が1種類(「全体」)の学校や学年によって設問内容が異なる学校は除く。

#### ④その他

・アンケート調査用紙の自由記述欄の集約については、本委託の対象としない。

- ・児童生徒用アンケート及び保護者用アンケートのアンケート票の印刷と、アンケート票を使用 したアンケート調査の実施は委託者が行うものとする。
- ・データ等、グラフに間違いがあった時には、速やかに修正の対応をする。

#### 3 業務の流れ、手順

- ・契約後、本市教育委員会学校教育部教育指導課において業務内容について、打ち合わせを行う。 (打ち合わせに係る一切の経費は、本事業の委託代金額に含むものとし、受託者の負担とす る。)
- ・具体的な業務は、電話、FAX、電子メールを用いた各学校等とのやりとりとなる。
- (1) 受託者は、各学校から学校別の「アンケート調査用紙【様式3】 [児童生徒用、保護者用]の原稿」(アンケート項目のみの記入で、実施していないもの)を受理する。ただし、期日の7日を過ぎても原稿が送られてこない場合は、該当校に受託者より連絡をすることとする。(各学校からは、アンケート調査を実施する期日の30日程度前までに、受託者宛に郵送、または電子メールで送ることとする。)
- (2) 受託者は、各学校から実施した「アンケート調査用紙【様式3】 [児童生徒用、保護者用]」を 受理し、集計を行う。受理方法は、受託者による自主回収、または宅配便利用とし、受託者が 受理方法を決定後、委託者に通知するものとする。(宅配便の場合の送料は、本業務の委託代 金額に含むものとする。なお、その場合の宅配便用の箱や封筒、梱包材等は、委託者が用意す るものとする。)
- (3) 受託者は、集計結果を収めた CD-ROM を各学校に送付する。紙データとしての出力は不要とする。(実施したアンケートを受理した日より、28 日以内(祭日・休日も含む)に、集計結果を収めた CD-ROM を各学校へ送付すること。) 同時に「実施したアンケート調査用紙」(集計処理を終えたもの)を学校へ返却する。その際に、学校に受領書(様式任意)を送り、学校からFAXで受領書の提出を受けること。(CD-ROMの送付及び「実施したアンケート調査用紙」の返却に係る費用は、本業務の委託代金額に含
- (4) 全学校の集計処理が終わった時点で、全学校のアンケート調査結果を収めた CD-ROM 1 部と、 A 4 両面カラー印刷で出力し冊子にしたもの 1 部を、本市教育委員会学校教育部教育指導課 へ送付すること。

#### 4 集計処理業務を委託する学校と日程

むものとする。)

(1) 学校数は、55(高校は、全日と定時2種類)である。

(内訳) 小学校 39 校

中学校 14 校

幼稚園 1園

高等学校 1校(全日と定時の2種類)

- (2)集計処理業務日程については、別表のとおりである。 児童生徒用と保護者用の「アンケート調査用紙の原稿」及び「実施したアンケート調査用 紙」は、別表のとおり、各学校から受託者に送付する。
- (3) 別表に掲げる児童生徒数及び保護者数は、令和5年5月時点の数量であるため、その後の転入 及び転出により若干の増減が生じるものとする。
- (4) 過年度のアンケート回収の実績については、以下のとおりである。ただし、数値は参考値であるため、実績と同程度の回収率を約束するものではない。
  - 令和4年度

園児児童生徒用:ほぼ100%、保護者用:平均で約80%

#### 5 情報の取り扱いについて

(1)「個人情報の保護」について

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び別紙「個人情報の取り扱いに関する特記事項」の規定を遵守すること。

(2) 守秘義務について

本業務において知り得たすべての情報についての守秘義務を遵守し、業務完了後も同様とする。

【 担当 教育指導課 宍戸 TEL 046-822-9824 FAX 046-822-6849 】

### 資料【グラフのイメージ】

令和5年度

学校評価アンケート調査 集計結果

横須賀市立〇〇小学校

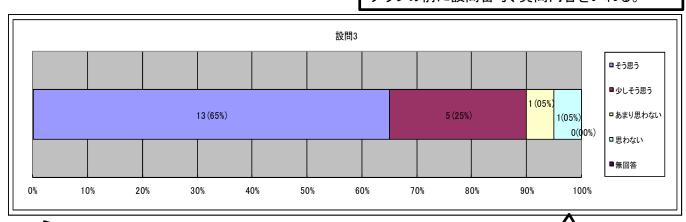
調査対象:児童 集計対象:2年 調査対象(児童生徒or保護者) 集計対象(学年等)を記載し、 何のグラフかわかるようにする。

集計対象ごとの設問とその回答の表を作成する。

設問	質問内容	そう思う	少しそう思う	あまり思わない	思わない	無回答
1	〇〇小学校の学校目標を知っていますか。	12	7	1	0	0
	OO1-FIXOFIXE INC. A 7 N.	(60%)	(35%)	(05%)	(00%)	(00%)
2	今年の学級目標や学習の予定について、わかっていますか。	16	3	1	0	0
	ラ 牛の子椒 日保 や子目の ア 足に	(80%)	(15%)	(05%)	(00%)	(00%)
3	学校で安心して楽しく過ごしていますか。	13	5	1	1	0
3	子校で女心して栄しい廻こしていまりか。	(65%)	(25%)	(05%)	(05%)	(00%)
4	学習したことがわかっていますか。	15	5	0	0	0
4	子音したことがわかつくいますか。	(75%)	(25%)	(00%)	(00%)	(00%)
5	た も は ナ 40 と の P 3	9	7	4	0	0
°	先生や友だちの話を意味を考えながら聞いていますか。	(45%)	(35%)	(20%)	(00%)	(00%)
_	ウハの思いは辛見されてにたかてしてにざいていません	3	13	2	2	0
6	自分の思いや意見を相手にわかるように話していますか。	(15%)	(65%)	(10%)	(10%)	(00%)
7	#30 a 1 1 2 4 1 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1 - 7 1	20	0	0	0	0
1 ′	学習のわからないところについて、先生方は、わかるように教えてくれていますか。	(100%)	(00%)	(00%)	(00%)	(00%)
	# ##!! ##!! ##!! !?~# 7   `	18	2	0	0	0
8	先生方は、あなたができるようになったことや頑張ったことを認めてくれていますか。	(90%)	(10%)	(00%)	(00%)	(00%)
	4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	18	2	0	0	0
9	先生方は、悩みや相談を真剣に聞いてくれますか。	(90%)	(10%)	(00%)	(00%)	(00%)
10	先生方は、命や人権、他人への思いやりや、社会のルールを守ることの大切さを教えてくれ	19	1	0	0	0
10	ていますか。	(95%)	(05%)	(00%)	(00%)	(00%)
1.	先生方は、身の回りの安全や地震、火事などの時の行動の仕方について日頃から教えてく	18	2	0	0	0
11	れていますか。	(90%)	(10%)	(00%)	(00%)	(00%)
10	坐せった ↓ − ↓ た 白の ↓ (-至) マハナナム	9	6	3	2	0
12	学校であったことを、家の人に話していますか。		(30%)	(15%)	(10%)	(00%)

#### 3 学校で安心して楽しく過ごしていますか

グラフの前に設問番号、質問内容をいれる。



グラフの軸については、0%から始め、最大値を 100%とする。

設問番号毎に設問全てをグラフ化する。また、ページが またがる場合には、グラフが切れたりしないようにする。 グラフ内のデータラベルについては、隣同士重ならないようにし、数字がしっかりと見えるようにする。

	児童生徒用アンケート調査 保護者用アンケート調査						2023/6/29						
	学校名	児童生徒数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	保護者数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原稿提出	調査用紙送付
1	追浜小学校	98	20	/J\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4	80	98	20	<b>小</b> ®	4	80	10月17日(火)	11月13日(月)
2	夏島小学校	452	10	<b>√</b> J√ <b>④</b>	7	70	365	10	<b>小</b> ④	7	70	10月31日(火)	12月8日(金)
3	浦郷小学校	726	15	/J\⑥	6	90	726	15	小⑥	6	90	10月18日(水)	12月1日(金)
4	鷹取小学校	291	5	<b>小</b> ①	10	50	291	5	小①	10	50	10月16日(月)	11月30日(木)
5	船越小学校	358	20	/J\ <b>④</b>	7	140	358	20	<b>小</b> ④	7	140	10月15日(日)	12月1日(金)
6	長浦小学校	140	13	<b>小</b> ④	7	91	109	10	<b>小</b> ④	7	70	10月6日(金)	12月1日(金)
7	逸見小学校	70	17	/J\(\hat{6}\)	6	102	54	16	小⑫ (1、2、3、4、5、6学年の家庭数)	6	96	12月1日(金)	12月20日(水)
8	沢山小学校	94	12	小⑫ (下学年+上学年+全体)	3	36	69	12	小⑫ (下学年+上学年+全体)	3	36	11月15日(水)	12月20日(水)
9	桜小学校	270	11	小①	10	110	270	11	/Jv8)	4	44	10月20日(金)	12月10日(日)
10	汐入小学校	100	20	<b>小</b> ①	10	200	100	20	小①	10	200	10月16日(月)	11月30日(木)
11	諏訪小学校	380	16	<b>小</b> ④	7	112	380	16	<b>小</b> ④	7	112	10月30日(月)	12月25日(月)
12	田戸小学校	431	20	小①	10	200	338	20	<b>小</b> ①	10	200	11月1日(水)	12月24日(日)
13	豊島小学校	267	20	小①	10	200		/				9月30日(土)	11月15日(水)
14	鶴久保小学校	499	20	小⑫ (1、2、3、4、5、6学年+下学年+上学年+全体)	9	180	390	20	小⑪	1	20	11月1日(水)	11月30日(木)
15	池上小学校	291	10	小⑫ (4、5、6学年+全体)	4	40	407	15	<b>/</b> \^ <b>(4</b> )	7	105	11月2日(木)	12月20日(水)
16	城北小学校	446	16	/\·(4)	7	112	446	16	<b>小</b> ④	7	112	9月9日(土)	11月20日(月)
17	衣笠小学校	404	20	<b>小</b> ♠	7	140	404	20	/Jv8)	4	80	10月3日(火)	11月24日(金)
18	大矢部小学校	330	17	小①	10	170	330	12	<b>小</b> ①	10	120	9月30日(土)	11月30日(木)
19	森崎小学校	665	11	/\·(4)	7	77	665	11	<b>小</b> ④	7	77	11月1日(水)	12月5日(火)
20	根岸小学校	533	20	<b>小</b> ♠	7	140	533	20	<b>/\</b> 4	7	140	11月10日(金)	12月11日(月)
21	走水小学校	32	20	<b>小</b> ④	7	140	32	20	<b>/</b> \^ <b>(4</b> )	7	140	10月5日(木)	11月9日(木)
22	馬堀小学校	300	15	<b>小</b> ①	10	150	300	15	<b>小</b> ®	4	60	11月24日(金)	1月12日(金)
23	望洋小学校	250	10	<b>小</b> ♠	7	70	200	10	<b>/\</b> 4	7	70	11月20日(月)	12月20日(水)
24	大塚台小学校	384	20	小①	10	200	308	20	<b>小</b> ①	10	200	9月15日(金)	11月22日(水)
25	小原台小学校	349	20	/\·(4)	7	140	271	20	<b>小</b> ④	7	140	10月16日(月)	11月13日(月)
26	鴨居小学校	297	8	/\·(4)	7	56	297	7	<b>小</b> ④	7	49	9月18日(月)	11月30日(木)
27	高坂小学校	307	15	<b>小</b> ④	7	105	307	11	<b>/</b> \^ <b>(4</b> )	7	77	9月20日(水)	10月31日(火)
28	久里浜小学校	611	11	/\ <b>4</b>	7	77	611	13	小⑪	1	13	9月20日(水)	11月10日(金)
29	明浜小学校	650	15	小①	10	150	500	12	<b>小</b> ♠	7	84	11月16日(木)	12月16日(土)
30	神明小学校	523	13	<b>小</b> ①	10	130	523	12	小①	10	120	10月1日(日)	11月30日(木)
31	粟田小学校	292	20	/\ <b>4</b>	7	140	227	20	<b>小</b> ♠	7	140	10月15日(日)	11月30日(木)
32	野比東小学校	340	12	<b>小</b> ④	7	84	266	12	小④	7	84	10月15日(日)	11月30日(木)
33	北下浦小学校	230	11	/\ <b>(</b> 4)	7	77	230	11	<b>小</b> ④	7	77	10月20日(金)	12月22日(金)
34	津久井小学校	356	20	/\·\@	7	140	356	20	小④	7	140	10月16日(月)	11月30日(木)
35	長井小学校	279	18	<b>小①</b>	10	180	275	18	小8	4	72	9月30日(土)	11月15日(水)
36	富士見小学校	236		<b>小</b> ④	7	70	180	20	小⑪	1	20	10月24日(火)	11月24日(金)
37	武山小学校	394	15	小⑫ (1、2、3、4、5、6学年+下学年+上学年+全体)	9	135	394	15	小8	4	60	10月20日(金)	11月30日(木)
38	荻野小学校	159	15	小⑪	1	15	159	15	小⑪	1	15	9月20日(水)	11月10日(金)
39	大楠小学校	464	16	<b>小</b> ( <b>4</b> )	7	112	329	13	<b>小</b> ④	7	91	10月10日(火)	11月27日(月)

1

	200 ld- pa	児童生徒用アンケート調査			保護者用アンケート調査								
	学校名	児童生徒数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	保護者数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原稿提出	調査用紙送付
1	追浜中学校	548	20	中①	4	80	521	20	中①	4	80	11月5日(日)	12月15日(金)
2	鷹取中学校	159	12	中①	4	48	159	12	中①	4	48	11月2日(木)	12月15日(金)
3	田浦中学校	400	20	中①	4	80	400	20	中①	4	80	9月5日(火)	10月13日(金)
4	不入斗中学校	360	20	中①	4	80	360	20	中①	4	80	10月15日(日)	11月30日(木)
5	公郷中学校	357	20	中①	4	80	325	20	中①	4	80	10月16日(月)	11月30日(木)
6	衣笠中学校		/				450	20	中①	4	80	10月15日(日)	11月30日(木)
7	馬堀中学校	225	20	中①	4	80	225	20	中①	4	80	9月30日(土)	10月30日(月)
8	浦賀中学校	617	10	中①	4	40	558	10	中①	4	40	10月13日(金)	1月12日(金)
9	鴨居中学校	399	20	中①	4	80	399	20	中①	4	80	12月5日(火)	12月20日(水)
10	久里浜中学校	686	12	中①	4	48	686	14	中①	4	56	10月25日(水)	11月15日(水)
11	神明中学校	430	20	中①	4	80	430	20	中①	4	80	8月25日(金)	10月13日(金)
12	北下浦中学校	193	15	中①	4	60	193	15	中①	4	60	11月1日(水)	12月22日(金)
13	長沢中学校	301	14	中② (1、2、3、特別支援学級+全体)	5	70	301	11	中② (1、2、3、特別支援学級+全体)	5	55	11月2日(木)	12月14日(木)
14	武山中学校	417	20	中①	4	80	417	10	中①	4	40	10月16日(月)	11月24日(金)
1	横須賀総合高等学校 (全日)		$\overline{/}$				960	20	高全①	4	80	10月31日(火)	1月10日(水)
Ľ	横須賀総合高等学校 (定時)	200	15	高定①	5	75	200	12	高定①	5	60	9月1日(金)	10月20日(金)
1	大楠幼稚園		$\overline{/}$				15	10	幼①	1	10	12月1日(金)	1月20日(土)
		18,590	835		350	5,492	18,697	847		303	4,583		

### 保護者様

# アンケート調査用紙

学校名	* 学校で事前に入力し	てください	お子さんの	の学年	年					
下のそれぞれの質問について、次の <u>4つ(5つ)</u> の回答からあてはまるものを <u>1つだけ</u> 選んで、										
<u>1~4(または、5)の番号を</u> 、右の「回答番号」欄にお書きください。										
1 ( そ	う思う など ) 2(	) 3 (	) 4 (	)【 5( 思わな	<b>よい</b> など)】					

質問番号	質問内容	回答番号
1	入力例:教員は、子どもの悩みや相談などに適切に対応してくれる。	
2	入力例:子どもは、学校に友だちがたくさんおり、充実した楽しい学校生活を送っている。 (*文が長ければ、自動的に改行されて2行になります。)	
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

質問番号	質問内容	回答番号
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

●学校へのご意見やご要望などを、ご自由にお書きください。								

## アンケート調査用紙

<sup>がっこうめい</sup> 学校名	* 学校で事前に入力してください	がくねん <b>学年</b>		aん <b>年</b>
--------------------------	------------------	-------------------	--	----------------

下のそれぞれの質問について、次の40(50)の回答から、あてはまるものを10だけ、選んで、 $1\sim4$  (または、5)の番号を、右の「回答番号」欄に書いてください。

1 ( <b>そう思う</b> など	) 2 (	) 3 (	) 4 (	) [ 5(	<sup>ぉも</sup> 思わない など )】

しつもんばんごう 質問番号	しつもんないよう 質問内容	かいとうばんごう <b>回答番号</b>
1	スカ例: 先生は、悩みや相談などに適切に対応してくれる。	
2	入力例: 学校には、友だちがたくさんおり、毎日充実した楽しい学校生活を送っている。 (*文が長ければ、自動的に改行されて2行になります。)	
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

質問番号   質問内容   回答番号   13   14   15   16   17   18   19   20   ●学校への意見や要望などを、首串に書いてください。				
14     15     16     17     18     19     20	しつもんばんごう 質問番号	lothansis 質問 <b>内</b> 容	かいとうばんごう 回答番号	
15   16   17   18   19   20	13			
16   17   18   19   20	14			
17   18   19   20	15			
18   19   20	16			
19 20	17			
20	18			
	19			
●学校への意見や要望などを、自由に書いてください。	20			
	●学校への意見や要望などを、自由に書いてください。			

#### 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

- 第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の 個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。
- 3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報と それ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。
- 4 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示または承諾があるときを除き、個人情報 を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第5章(行政機関等の義務等)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

- 第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は 解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ること なく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのな いように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために 甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解 除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただ し、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該 個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

- 第9条 乙は、外部サービス(クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。)であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの(以下「約款等による外部サービス」という。)を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
  - (1) 外部サービスの名称
  - (2) 外部サービスの提供者
  - (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
  - (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
  - (5) 外部サービスの利用の期間
  - (6) 外部サービスの利用が必要な理由
  - (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容
- 2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

- 第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらか じめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得な ければならない。
  - (1) 再委託の相手方
  - (2) 再委託を行う業務の内容
  - (3) 再委託で取り扱う個人情報
  - (4) 再委託の期間
  - (5) 再委託が必要な理由
  - (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
  - (7) その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法に ついて具体的に指示しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個 人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

- 第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙(再受託者を含む。) に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、 又は乙(再受託者を含む。)の事務所に立ち入ることができる。
- 2 乙 (再受託者を含む。) は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたとき は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 第12条 乙(再受託者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故 (以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったとき は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は 解除された後においても同様とする。
- 2 乙(再受託者を含む。)は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。 (契約の解除)
- 第13条 甲は、乙(再受託者を含む。)が本特記事項に定める事項に違反した場合若しく は義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる ものとする。

(損害賠償)

- 第14条 乙(再受託者を含む。)は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じその損害を賠償しなければならない。 (補則)
- 第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。